平成18年3月26日 飯塚市条例第21号

改正 H18—230、H19—5、H19—26、H19—35、H19—47、H20—6、H20—40、H21—6、H21—29、H22—10、H22—11、H23—1、H23—7、H23—21、H24—19、H24—24、H25—2、H25—3、H25—3、H25—30、H26—27、H26—33、H27—29、H28—4、H28—21、H28—22、H29—2、H29—28、H30—1、H30—2、H30—3、H30—29、H31—2、H31—3、H31—4、H31—5、H31—6、H31—7、H31—8、R1—16、R2—2、R2—11、R3—2、R3—29、R3—30、R4—22、R4—23

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担任事務等)

第2条 附属機関の名称、担任する事務及びその属する執行機関等(執行機関及び地 方公営企業の管理者をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 前条の附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に 関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関等が定める。

附則

この条例は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成18年7月25日 条例第230号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第26号)

附 則(平成19年7月10日 条例第35号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日 条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 条例第6号)

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日 条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月8日 条例第29号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第1号で平成26年2月1日から施行)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成22年7月27日 条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成22年7月27日 条例第11号)

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成23年2月23日 条例第1号)

附 則(平成23年3月8日 条例第7号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年7月15日 条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月11日 条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月5日 条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年3月29日 条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年3月29日 条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年7月5日 条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく飯塚市次世代育成施策推進委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例第3条第2項の規定により子育て会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、子育て会議の委員とみなされる者(この者が欠けた場合における補欠の委員を含む。)の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成25年12月27日 条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年10月1日 条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月24日 条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年7月9日 条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日 条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月6日 条例第21号)

附 則(平成28年7月6日 条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日 条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日 条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月30日 条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月30日 条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日 条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第3号)

附 則(平成31年3月29日 条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年3月29日 条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年3月29日 条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

(飯塚市歴史資料館条例の一部改正)

3 飯塚市歴史資料館条例(平成18年飯塚市条例第103号)の一部を次のように改正す

る。

[次のよう] 略

附 則(令和元年7月11日 条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

附 則(令和2年3月26日 条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年 飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和2年3月26日 条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月17日 条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和3年12月17日 条例第30号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日 条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表に掲げる飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会は、 改正後の同表に掲げる飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会となり、 同一性をもって存続するものとする。

附 則(令和4年12月23日 条例第23号) この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(H18—230、H19—5、H19—26、H19—35、H19—47、H20—6、H20—40、H21—6、H21—29、H22—10、H22—11、H23—1、H23—7、H23—21、H24—19、H24—24、H25—2、H25—3、H25—31、H25—30、H26—27、H26—33、H27—29、H28—4、H28—21、H28—22、H29—2、H29—28、H30—1、H30—2、H30—3、H30—29、H31—2、H31—3、H31—4、H31—5、H31—6、H31—7、H31—8、R1—16、R2—2、R2—11、R3—2、R3—29、R3—30、R4—22、R4—23—改)

0, K1	10, K2 2, K2 11	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
附属機関の属	附属機関の名称	担任する事務
する執行機関		
等		
市長	飯塚市総合計画審議	総合計画の策定に関して調査審議すること。
	会	
	飯塚市行政経営戦略	行政経営戦略に関して調査審議すること。
	推進審議会	
	飯塚市公共施設跡地	公共施設跡地の売却に関して公募型プロポーザ
	売却に係る事業者選	ル方式による売却相手方の選定について審議及
	定委員会	び審査すること。
	 飯塚市特別職報酬等	 議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額に関

I	I
審議会	して調査審議すること。
飯塚市企業立地促進	企業立地促進補助金の交付等に関して調査審議
審査会	すること。
飯塚市新産業創出支	 新産業創出支援事業補助金の交付等に関して調
援事業補助金審査会	査審議すること。
飯塚市販路開拓支援	販路開拓支援補助金の交付等に関して調査審議
補助金審査会	すること。
飯塚市中小企業融資	中小企業融資制度の運用等に関して調査審議す
制度審議会	ること。
飯塚市観光振興基本	観光振興基本計画に関して調査審議すること。
計画策定委員会	
飯塚市農業振興地域	農業振興地域整備計画に関して調査審議するこ
整備促進協議会	と。
飯塚市農業経営・生	 農業基本方針の策定、農業経営及び農業の振興
産対策推進協議会	対策等に関して調査審議すること。
飯塚市公害防止対策	クリーンセンターに係る公害防止協定書に基づ
委員会	き調査審議すること。
飯塚市環境保全協議	環境センター、終末処理場及び旧廃棄物処分場
会	に関する公害防止協定に基づき調査審議するこ
	と。
飯塚市予防接種健康	 予防接種による健康被害が発生した場合の健康
被害調査委員会	被害に関して調査審議すること。
飯塚市健康づくり・	 健康づくりや食育推進のための計画の策定に関
食育推進協議会	して調査審議すること。
飯塚市高齢社会対策	 高齢社会の対策に関して調査審議すること。
推進協議会	
飯塚市地域包括支援	 地域包括支援センターの設置及び運営に関して
センター運営協議会	調査審議すること。
飯塚市障がい者施策	障がい者施策に関して調査審議すること。
推進協議会	

1		
	飯塚市地域福祉推進	地域福祉の推進に関して調査審議すること。
	協議会	
	飯塚市公立保育所・	公立保育所及び公立こども園のあり方に関する
	こども園あり方検討	事項を調査審議すること。
	委員会	
	飯塚市私立保育所運	し 飯塚市私立保育所運営法人の選定に関して審議
	営法人選定委員会	及び審査すること。
	飯塚市小型自動車競	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関して
	走事業包括的民間委	公募型プロポーザル方式による業者の選定につ
	託業者選定委員会	いて審議及び審査すること。
	飯塚市交通安全対策	交通の安全対策に関して調査審議すること。
	推進協議会	
	飯塚市住居表示審議	住居表示に関して調査審議すること。
	会	
	飯塚市国土利用計画	国土利用計画に関して調査審議すること。
	審議会	
	飯塚市上下水道事業	水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の力
	経営審議会	向性、経営の在り方等を総合的に審議すること
教育委員会	飯塚市立学校通学区	飯塚市立学校の通学区域の設定、改廃等に関し
	域審議会	て調査審議すること。
	飯塚市心身障がい児	心身障がい児(生)の就学の適正化に関して調査
	(生)就学指導委員会	審議すること。
	飯塚市いじめ・不登	いじめ及び不登校の対策に関して調査審議する
	校問題連絡協議会	こと。
	飯塚市子ども読書活	飯塚市子ども読書活動推進計画に関して調査審
	動推進計画策定委員	議すること。
	会	
	飯塚市文化財保存活	文化財保存活用地域計画の作成及び変更等に関
	用推進委員会	して総合的に調査審議すること。
	飯塚市文化施設活用	文化施設の活用に関して調査審議すること。

	検討委員会	
企業管理者	飯塚市水道施設運転	水道施設運転管理業務及び料金収納等業務に関
	管理及び料金収納等	して公募型プロポーザル方式による事業者の選
	業務委託事業者選定	定について審議及び審査すること。
	委員会	

○飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 平成18年3月26日

飯塚市条例第39号

改正 H19—7、H19—27、H19—35、H20—8、H20—40、H22—10、H23—26、H24—24、H25—2、H25—3、H25—30、H27—4、H28—7、H30—1、H30—2、H30—30、H31—4、

H31—6、H31—8、R1—16、R1—33、R2—2、R2—3、R2—4、R2—36、R3—29 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員及び消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及びその支給方法並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(H20-40-改)

(報酬等)

第2条 特別職の職員には、別表に定める額の報酬を支給する。

(H27-4-改)

(報酬の計算方法)

- 第3条 報酬を年額又は月額で受ける者が、年又は月の中途において職に就き、又は職を離れた場合における計算の方法は、別に定めるところによる。
- 2 報酬を日額で支給する者には、勤務日数に応じて報酬を支給する。 (報酬の支給方法)
- 第4条 報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、年額の報酬は、これを2期に区分し、10月1日及び翌年の4月1日に支給する。
- 2 前項の規定により難いものについては、規則で定める。

(費用弁償)

- 第5条 特別職の職員が委員会等に職務のため出席したときは、1日につき費用弁償として800円を支給する。ただし、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人は、1回につき800円を支給する。
- 2 特別職の職員が公務のため旅行する場合は、その旅行について費用弁償として飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)に定める旅費を支給する。

(重複支給の禁止)

第6条 特別職の職員は、いかなる場合においても、重複して費用弁償を受けとるこ とができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 削

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下において「施行日」という。)の前日までに、合併前の 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例(昭和38年飯塚市条例第 27号)、穂波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭 和31年穂波町条例第241号)、筑穂町各委員会委員等で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例(昭和31年筑穂町条例第32号)、特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年庄内町条例第37号)又は頴田町特別職 の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年頴田町条例第 25号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により支給し、又は弁償す べき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。
 - (農業委員会の選挙による委員の報酬に関する特例)
- 3 第2条の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6 号)の規定により合併前の関係市町(飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町及び頴田町) で施行日の前日から引き続き本市の農業委員会の選挙による委員として在任して いる委員の報酬の額については、合併前の条例によるそれぞれの市町の農業委員 会の選挙による委員に適用していた報酬の額とし、会長、副会長に就いた委員及 び選任による委員については、この条例による報酬の額を支給する。

(固定資産評価審査委員会委員の報酬に関する特例)

4 第2条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第8項及び第 9項の規定により選任された固定資産評価審査委員会委員の報酬の額については、 合併前の条例によるそれぞれの市町の固定資産評価審査委員会委員に適用してい た報酬の額とする。

(平成18年3月分の報酬に関する特例)

5 施行日の前日において、合併前の市町の非常勤特別職であって引き続き施行日に本市の非常勤特別職となったものに対する報酬で、この条例の施行の日の前日までに合併前の条例の規定により既に支給された平成18年3月分報酬は、それぞれこの条例の規定による報酬の内払とみなす。この場合において、合併前の条例の規定による報酬の額とこの条例の規定による報酬の額に差異が生じるときは、いずれか多い方の額を平成18年3月分の報酬とする。

(H19-7、H20-8繰上)

(費用弁償に関する適用区分)

6 第5条に規定する費用弁償は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に 出発した旅行については、なお合併前の条例の例による。

(H19-7、H20-8繰上)

附 則(平成19年3月31日 条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月10日 条例第35号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日 条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月27日 条例第10号)抄(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月27日 条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月5日 条例第24号)抄 (施行期日)

附 則(平成25年3月29日 条例第2号)抄(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 条例第3号)抄(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日 条例第30号)抄(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日 条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律 第76号)附則第2条第1項の規定に基づく旧教育長が在職する場合は、その在職期間 に限り、この条例(第1条中第1条の改正規定(「第21条」を「第19条」に改める部 分に限る。)及び第5条を除く。)による改正前又は廃止前のそれぞれの条例の規定 は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月28日 条例第7号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 条例第1号)抄(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。附 則(平成30年3月30日 条例第2号)抄(施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成30年12月28日 条例第30号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 条例第4号)抄(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。附 則(平成31年3月29日 条例第6号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。附 則(平成31年3月29日 条例第8号)抄(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。附 則(令和元年7月11日 条例第16号)抄(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(令和元年12月24日 条例第33号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(令和2年3月26日 条例第2号)抄
 (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月23日 条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月17日 条例第29号)抄 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(H19—7、H19—27、H19—35、H22—10、H23—26、H24—24、H25—2、H25—3、H25—30、H27—4、H28—7、H30—1、H30—2、H30—30、H31—4、H31—6、

H31-8、R1-16、R1-33、R2-2、R2-3、R2-4、R2-36、R3-29-改)

	区分		報酬の額
公平委員会	委員長	日額	10,900円

	委員	日額	9,000円
監査委員	市議会議員のうちから選	月額	45,000円
	任された者		
	識見を有する者のうちか	月額	170,000円
	ら選任された者		
監査専門委員		日額	15,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	43,800円
	委員	月額	30,700円
	補充員	日額	5,900円
教育委員会	委員	月額	76,800円
農業委員会	会長	月額	47,800円
		年額	農地等の利用の最適化
			の推進(農業委員会等に
			関する法律(昭和26年法
			律第88号)第6条第2項に
			規定する農地等の利用
			の最適化をいう。以下同
			じ。)のための活動及び
			成果の実績に応じ、市長
			が別に定める額
	副会長	月額	39,600円
		年額	農地等の利用の最適化
			の推進のための活動及
			び成果の実績に応じ、市
			長が別に定める額
	委員	月額	36,900円
		年額	農地等の利用の最適化
			の推進のための活動及
			び成果の実績に応じ、市
			長が別に定める額

農	農地利用最適化推進委員	月額	26,000円
		年額	農地等の利用の最適化
			の推進のための活動及
			び成果の実績に応じ、市
			長が別に定める額
固定資産評価審査委員	会委員	日額	7,700円
選挙長		1回につき	10,800円
投票所の投票管理者		日額	12,800円。ただし、中途
			で交代する等の理由に
			より、事務に従事した時
			間が13時間に満たない
			場合は、当該額を13で除
			した額に事務に従事し
			た時間を乗じて得た額
			(100円未満の端数が生
			じたときはこれを四捨
			五入した額)とする。
期日前投票所の投票管	理者	日額	11,300円。ただし、中途
			で交代する等の理由に
			より、事務に従事した時
			間が11時間30分に満た
			ない場合は、当該額を
			11.5で除した額に事務
			に従事した時間を乗じ
			て得た額(100円未満の
			端数が生じたときはこ
			れを四捨五入した額)と
			する。
開票管理者		1回につき	10,800円
投票所の投票立会人		日額	10,900円。ただし、中途

		で交代する等の理由により、事務に従事した時
		より、事務に従事した時
		間が13時間に満たない
l l		場合は、当該額を13で除
		した額に事務に従事し
		た時間を乗じて得た額
		(100円未満の端数が生
		じたときはこれを四捨
		五入した額)とする。
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円。ただし、中途
		で交代する等の理由に
		より、事務に従事した時
		間が11時間30分に満た
		ない場合は、当該額を
		11.5で除した額に事務
		に従事した時間を乗じ
		て得た額(100円未満の
		端数が生じたときはこ
		れを四捨五入した額)と
		する。
開票立会人及び選挙立会人	1回につき	8,900円
社会教育委員	日額	5,900円
スポーツ推進委員	日額	5,900円
新産業創出支援事業補助金審査会委員	日額	15,000円
販路開拓支援補助金審査会委員	日額	15,000円
飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務	日額	15,000円
委託事業者選定委員会委員		
農区長	月額	平等割 792円
		1戸につき 50円
生産組合長	月額	平等割 792円

		1戸につき	140円
男女共同参画オンブズパーソン	日額		20,000円
地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審	日額		5,900円
議会等の委員			
前各項に掲げる者以外の地方公務員法(昭和25	予算の範囲内	可で市長が別]に定める額
年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特			
別職の職員			

飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく審議会等一覧

No.	課名	市民参画で構成の委員会等	関連法令(追記)	委員数	報酬額有識者	報酬額 一般	費用 弁償額
1	総合政策課	飯塚市総合計画審議会	飯塚市総合計画審議会規則	25人以内	_	_	_
2	業務改善·DX推進課	飯塚市行政経営戦略推進審議会	飯塚市行政経営戦略推進審議会規則	6	5,900	5,900	800
3	財産活用課	飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者 選定委員会	飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員 会規則	28	5,900	5,900	800
4	人事課	飯塚市特別職報酬等審議会	飯塚市特別職報酬等審議会規則	10人以内	5,900	5,900	800
5	経済政策推進室(企業誘致)	飯塚市企業立地促進審査会	飯塚市企業立地促進審査会規則	9	5,900	5,900	800
6	経済政策推進室(産学振興)	飯塚市新産業創出支援事業補助金審査 会	飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会規則	6	15,000	_	800
7	経済政策推進室(産学振興)	飯塚市販路開拓支援補助金審査会	飯塚市販路開拓支援補助金審査会規則	5	15,000	-	実費
8	商工観光課	飯塚市中小企業融資制度審議会	飯塚市中小企業融資制度審議会規則	6	5,900	5,900	800
9	商工観光課	飯塚市観光振興基本計画策定委員会	飯塚市観光振興基本計画策定委員会規則	15	5,900	5,900	800
10	農林振興課	飯塚市農業振興地域整備促進協議会	飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則	16	5,900	5,900	800
11	農林振興課	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会規則	16	5,900	5,900	800
12	環境対策課	飯塚市公害防止対策委員会	飯塚市公害防止対策委員会規則	16	5,900	5,900	800
13	環境対策課	飯塚市環境保全協議会	飯塚市環境保全協議会規則	12	5,900	5,900	800
14	感染症対策室	飯塚市予防接種健康被害調査委員会	飯塚市予防接種健康被害調査委員会規則	5	5,900	5,900	800
15	健幸保健課	飯塚市健康づくり・食育推進協議会	飯塚市健康づくり・食育推進協議会規則	15	5,900	5,900	800
16	高齢介護課	飯塚市高齢社会対策推進協議会	飯塚市高齢社会対策推進協議会規則	19	5,900	5,900	800
17	高齢介護課	飯塚市地域包括支援センター運営協議 会	飯塚市地域包括支援センター運営協議会規則	13	5,900	5,900	800

No.	課名	市民参画で構成の委員会等	関連法令(追記)	委員数	報酬額 有識者	報酬額 一般	費用弁償額
18	社会・障がい者福祉課	飯塚市障がい者施策推進協議会	飯塚市障がい者施策推進協議会規則	15	5,900	5,900	800
19	社会・障がい者福祉課	飯塚市地域福祉推進協議会	飯塚市地域福祉推進協議会規則	17	5,900	5,900	800
20	保育課	飯塚市公立保育所・こども園あり方検 討委員会	飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会 規則	8	5,900	5,900	800
21	保育課	飯塚市私立保育所運営法人選定委員会	飯塚市私立保育所運営法人選定委員会規則	6人以内		_	_
22	公営競技事業所	飯塚市小型自動車競走事業包括的民間 委託業者選定委員会	飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者 選定委員会規則	6人以内	5,900	5,900	実費
23	防災安全課	飯塚市交通安全対策推進協議会	飯塚市交通安全対策推進協議会規則	25人以内	5,900	5,900	800
24	都市計画課	飯塚市住居表示審議会	飯塚市住居表示審議会規則	15人以内	5,900	5,900	800
25	都市計画課	飯塚市国土利用計画審議会	飯塚市国土利用計画審議会規則	12人以内	5,900	5,900	800
26	企業管理課	飯塚市上下水道事業経営審議会	飯塚市上下水道事業経営審議会規則	8	5,900	5,900	800
27	学校教育課	飯塚市立学校通学区域審議会	飯塚市立学校通学区域審議会規則	14	5,900	5,900	800
28	学校教育課	飯塚市心身障がい児(者)就学指導委 員会	飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会規則	15	5,900	5,900	800
29	学校教育課	飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会	飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則	15	5,900	5,900	800
30	生涯学習課	飯塚市子ども読書活動推進計画策定委 員会	飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	10人以内	5,900	5,900	800
31	文化課	飯塚市文化財保存活用推進委員会	飯塚市文化財保存活用推進委員会規則	10	5,900	5,900	市内800 市外実費
32	文化課	飯塚市文化施設活用検討委員会	飯塚市文化施設活用検討委員会規則	15	5,900	5,900	市内800 市外実費
33	企業管理課	飯塚市水道施設運転管理及び料金収納 等業務委託事業者選定委員会	飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委 託事業者選定委員会規程	8人以内	15,000	15,000	800

講師謝礼金予算単価表

(単位:円)

区 分	時間単価
大学学長・学部長、弁護士、医師、報道機関論説委員長、民間企業役員級、 知事、市町村長及びこれらに準ずる者	10, 000
大学教授、報道機関論説委員、国、地方公共団体等部長級	8, 000
大学准教授、国、地方公共団体等課長級	6, 000
大学講師、国、地方公共団体等室長級及びこれらに準ずる者	5, 000
大学助教、国、地方公共団体等課長補佐級及びこれらに準ずる者	4,000以内

- 1 基本的に交通費も含むが、遠距離等特に諸事情がある場合は、交通費・宿泊費等を考慮する。
- 2 「室長級」とは「課」に属する相当規模を有する室の「長」を指す。
- 3 上記金額は目安額を表すものであり、予算要求する際は、個別に交渉すること。
- 4 講師依頼のときは、対象者及び講義時間等を考慮し有効に行うこと。

別表3の2

各種委員報酬及び謝礼金等の予算要求基準表

予算措置区分	対象区分	地域	報酬及び謝金	交通費	
7 异相但凸分		区分	の積算基準	費用弁償	旅費相当額
01節 報酬 09節 費用弁償	「飯塚市附属機関 の設置に関する条 例」による委員	市内	「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、同規則の基準により積算	800円	
		市外		実費	
	上記条例と同様の 根拠に基づき個別 の条例・規則を制定 している審議会等 の委員	市内		800円	
		市外		実費	
07節 報償費 (謝礼金)	上記以外の講師及 び協議体(私的諮問 機関)等の委員等	市内	予算単価表・上 記条例・規則の 基準を参考に交		報償費(謝 礼金)に含 んで支払う
		市外	通費(飯塚市旅 費条例を基準) を含んで積算		報償費(謝 礼金)に含 んで支払う

(参考)所得税控除の基本的事項

費目区分		税率	源泉区分説明	該当区分(参考)
01節	報酬	3.063% 88,000円以上は 税額表確認	給与所得として源泉する者	附属機関の委員等
09節	費用弁償	非課税	非課税	附属機関の委員等
07節	報償費 (謝礼金)	3.063% 88,000円以上は 税額表確認	市の方針として原則、時間的 拘束が見られ、市の指揮監督 が見られるとして給与所得 として源泉する者	協議体等の委員 作業員謝礼金等
		10. 21%	市の直接の指揮・監督及び時間的拘束を受けず、その者の自己裁量の業務で給与所得として源泉しない者	講演、翻訳、弁護 料等

※07節 報償費(謝礼金)については、交通費(旅費相当額)も含んで源泉徴収を行うこと。 ※上記内容では判断できない場合等、区分しにくい事例については、事例ごとに飯塚税務署 (0948-22-6710 法人税)に照会して確認すること。